

「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」 審査要項

「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」における審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「半導体人材育成拠点形成事業委員会」（以下、委員会）において「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

1. 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査に当たっては、「II 審査方針」の評価項目に留意しつつ、評価を行う。

2. 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果等に基づき、面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3. 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い、選定候補事業を決定する。

II 審査方針

1. 評価項目

「半導体人材育成拠点形成事業」及び「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」（以下、「両事業」という。）として支援する取組の選定に当たっては、以下の点に留意して審査を行う。

① 【拠点形成による大学間・産業界等との連携体制の構築】

（両事業の申請書様式1-2「2. ①拠点形成による大学間・産業界等との連携体制の構築」に対応）

- ・ 中長期的な将来を見据え、対象とする地域や、広域もしくは全国規模において、拠点としての強み・特色を最大限活かし、半導体に関する教育研究の効果的な展開、人材育成、研究力強化に貢献する連携体制となっているか（文部科学省のみならず、他府省等を含む他の事業等との連動がある場合はその相乗効果も見込めるものであることが明らかにされているか）。

- ・ 拠点を構成する各大学等の教育研究等に係るポテンシャルを活かす連携体制となっているか。
- ・ 拠点校を中心として、拠点を構成する連携校及び参画機関や産業界等との連携体制、役割分担、事業の実施や自己点検・外部評価も含めたマネジメント体制が明らかにされているか。なお、実効性の高いサステナブルな取組とするための拠点校及び連携校の執行部の参画（例えば、教育プログラムの着実な推進にあたってのリーダーシップの発揮等）が明らかにされているか。

◎構想・計画されたこれらの体制や協力内容は適切か。

② 【体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開】

（両事業の申請書様式1-2「2. ②体系的かつ実践的な半導体教育プログラムの開発・展開」に対応）

- ・ 拠点校のみならず拠点を構成する連携校及び参画機関等からの学生等も対象とし、半導体について、拠点としての強み・特色を最大限活かし、設計やユースケース等も含めた俯瞰力と社会課題解決や社会実装・産業化に貢献できるような実践力や応用力を身に付けることができる体系的な産学協働の教育プログラムが具体的に構想・計画されているか。また、教育内容が大学院、修士レベル程度の高度なレベルが含まれているものとなっているか。（それに付随して、学部や高等専門学校段階から修士レベルの教育につながる取組等を推進することも可能。）
- ・ 特に、以下の事項について具体的に構想・計画され、関連性が明確なものであるか。
 - A) 教育プログラムを通じ養成する人材像
 - B) 身に付けることができる知識・技術・技能・能力などの学修目標
 - C) 履修（受講）対象・要件
 - D) 教育プログラムの内容（授業科目等）、教育方法、指導体制、学修時間（教育プログラムの年間スケジュール）
 - E) 修了要件
 - F) 他大学等への展開も含めた当該教育プログラムの学生確保の見通し、学生確保に当たっての工夫等（上記を踏まえ適切な履修（受講）者数の設定を行うこと）
- ・ 複数分野・専攻等の学生の履修を念頭においた工夫が明らかにされているか。
- ・ 令和7年度に本事業の取組において運営拠点校を中心に策定されるコアコンピテンシー等の内容を踏まえた見直し等、必要に応じて教育プログラムの見直しを図ることが可能な計画となっているか。
- ・ 本事業による支援期間終了後も、発展的かつ継続的な活動を行う計画となっており、そのための具体的な工夫が明らかにされているか。

◎構想・計画された教育プログラムは効果的かつ適切か。

③【教育用設備の整備】

（両事業の申請書様式1-2「2. ③教育プログラムにおいて活用する設備について」に対応）

- ・ 設備の活用計画の方針が、教育プログラムの内容に応じて適切なものとなっているか。
- ・ 拠点校及び連携校の役割分担や配置も含めて明確なものになっているか。

※以下「半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業」のみ

- ・ 本申請において整備を計画している教育用設備について、教育プログラム内での必要性や教育効果について明確にされているか。
- ・ 本申請において整備を計画している教育用設備を最大限活用するため、整備後も適切に維持・管理するための学内の体制の整備が計画されているか。

◎構想・計画された実践教育プログラムの実施に必要な設備が整備されているか。

④【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

（両事業の申請書様式2-1「指標の設定（拠点全体として）」に対応）

- ・ 地域等における人材不足の状況等を把握分析した上で、教育プログラム修了者数を算出するなど、定量的な複数の明確な指標を用いて、事業実施期間中の年度ごとに実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定するとともに、例えば、研究力強化の観点から博士課程への進学者数などの意欲的な達成目標を設定しているか（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする）。

その際、以下に記載する必須指標を設定しているか。

（拠点として必須とする指標）

- ・ アウトプット指標：教育プログラム修了者数、教育プログラム受講者数
- ・ アウトカム指標：教育プログラム修了者及び受講者のうち、主に半導体を開発、製造、利活用する半導体関連企業への就職者数

◎設定された指標は意欲的かつ適切か。

⑤【運営拠点校について】

※「半導体人材育成拠点形成事業」において運営拠点校の希望のある申請のみ審査対象

（「半導体人材育成拠点形成事業」の申請書様式1-2「3. 運営拠点校」に対応）

- ・ 運営拠点校として想定される以下の役割について具体的に構想・計画されているか。
また、構想が実現可能な体制の整備が計画されているか。
A) 拠点校で構成する運営会議（仮称）を置き、事業全体としての予実管理、広報活動等、拠点全体としての活動の推進に必要な取組の実施

- B) 経済産業省や各地域における半導体人材育成等コンソーシアム等とも連携し、当該事業全体の方向性を決定
- C) オールジャパンの半導体教育においてコアとなるような教育内容（コアコンピテンシー）等の整理や各拠点における教育プログラムの質保証の仕組みを検討・構築を推進
- D) 「半導体基盤プラットフォーム」事業等との連携の枠組の調整
- E) 有志国における半導体教育拠点大学等との連携・協力に向けた取組の検討・推進

◎運営拠点校として求められる役割を適切に実施する構想・計画となっているか。

2. 書面審査

- (1) 書面審査は、上記「1. 評価項目」の①～⑤毎についての評価を次表イにより行った上で、次表ロにより総合評点及び審査意見を付すものとする。

<表イ>

区分	評価
S	優れている
A	妥当である
B	不十分である
C	極めて不十分である

<表ロ>

区分	評価
S	選定すべき
A	不十分な点や課題はあるが選定してもよい
B	不十分な点や課題があり選定すべきでない
C	選定すべきではない

- (2) 委員会において、書面審査の結果を基に申請書類を確認しつつ、審議を尽くした上で、次表により総合評価を行い、面接審査を実施すべき事業を選定する。

評定区分	評定区分
○	面接審査を実施する
×	面接審査を実施しない

3. 面接審査

- (1) 委員会において、選定した面接審査を実施すべき事業に対し申請書類及び「追加説明資料」を基にヒアリングを行う。
- (2) ヒアリングの実施方法については、委員会において別に定める。
- (3) ヒアリングを実施した事業については、ヒアリングの内容を基に、必要に応じて書面審査の内容も踏まえつつ、次表により評価を行うとともに、審査意見を付すものとする。

区分	評価
S	選定すべき
A	不十分な点や課題はあるが選定してもよい
B	不十分な点や課題があり選定すべきでない
C	選定すべきではない

4. 委員会における合議審査

委員会は、全ヒアリング終了後、書面審査及び面接審査の結果を基に、審議を尽くした上で、合議により選定候補事業を決定する。

なお、その際、地域性や分野のバランスにも留意するものとする。

Ⅲ その他

1. 選定結果の公開等

- (1) 選定された事業は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (2) 委員の氏名は、審査終了後の適切な時期に公表することとする。

2. 利害関係者の排除

- (1) 委員は、審査開始までに、利害関係はある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理することとする。

① 拠点校及び連携校との関係が、「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員は利害関係を有している事業の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

- ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
- イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
- ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参加する場合
- エ. その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

②それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当しなくても、拠点校及び連携校との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合もその審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合。

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報について、外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内でのみ使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

